

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 18 日

株主および登録株式質権者各位

大阪市港区磯路 2 丁目 21 番 1 号
日本電通株式会社
代表取締役社長執行役員 山崎 芳次

当社は、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、株券電子化移行後に機構が当社普通株式と振替制度で取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日において、機構への預託をしていない株式をお持ちの株主および機構をご利用になっていない登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名または名称、ご所有の当社普通株式の株式数等、決済合理化法附則第 8 条第 5 項に規定する事項を機構に通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社

以上

（注）「特別口座」とは、株券電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。